

阿波市分別収集計画

令和4年6月30日

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場での役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ最終処分場は阿波市において候補地の確保ができない状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- ・ 全ての関係者が一体となり、環境負荷の低減を図る。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうちスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

本市から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは表のとおりとする。

年 度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度
容器包装廃棄物	535t	527t	520t	512t	505t

6. 容器包装廃棄物の排出抑制の方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、市民・事業者・再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

阿波市では、効率的な運営を図るため中央広域環境施設組合と協力し、ごみ減量の推進やリサイクルを促進するために可能な限りの各種方策を実施する。

ごみの分別方法やごみの減量化に有効な情報などについて、SNSを活用した情報発信を行う。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に 係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次のように定める。また、市民の協力度、中央広域環境施設組合及び構成市町が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に関する分別の区分
主としてスチール製の容器	圧縮ごみ（カン類）
主としてアルミ製の容器	
主としてガラス製の容器包装	
・ 無色のガラス製容器	ビン類
・ 茶色のガラス製容器	
・ その他のガラス製容器	
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PE T)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条
第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込み
(法第8条第2項第4号)

年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール 製の容器	25t		24t		24t		24t		23t	
主としてアルミ製 の容器	52t		51t		51t		50t		49t	
無色のガラス製容 器	(合計) 78t		(合計) 77t		(合計) 76t		(合計) 75t		(合計) 74t	
	(引渡量) 78t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 77t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 76t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 75t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 74t	(独自処理量) 0t
茶色のガラス製容 器	(合計) 133t		(合計) 131t		(合計) 129t		(合計) 127t		(合計) 125t	
	(引渡量) 133t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 131t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 129t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 127t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 125t	(独自処理量) 0t
その他のガラス製 容器	(合計) 32t		(合計) 32t		(合計) 31t		(合計) 31t		(合計) 30t	
	(引渡量) 32t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 32t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 31t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 31t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 30t	(独自処理量) 0t
主として紙製の容 器包装であって飲 料を充てんするた めのもの(原材料 としてアルミニウ ムが利用されてい るものを除く)	1t									
主として段ボール 製の容器	(合計) 37t		(合計) 37t		(合計) 36t		(合計) 36t		(合計) 35t	
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 37t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 37t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 36t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 36t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 35t
主としてポリエチ レンテレフタレー ト(P E T)製の容 器であって飲料、 しょうゆ等を充て んするためのもの	(合計) 88t		(合計) 87t		(合計) 86t		(合計) 85t		(合計) 83t	
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 88t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 87t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 86t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 85t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 83t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装
リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法
= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

収集人口推計及び人口変動率

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
33,369人 (対前年度比) 98.63%	32,906人 (対前年度比) 98.61%	32,443人 (対前年度比) 98.59%	31,982人 (対前年度比) 98.58%	31,522人 (対前年度比) 98.56%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

現在、店舗店頭回収による個人の持ち込み回収が進んでいるプラスチック製容器包装については引き続いだて店舗回収を奨励するものとする。

プラスチック製容器包装及びプラスチック製品の分別収集については現在計画中の新ごみ処理施設の稼働状況をみながら、中央広域環境施設組合の構成市町において協議する。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

当面は、缶・ビン・ペットボトルについては、現在各リサイクルセンターで選別・圧縮、保管しているが、プラスチック製容器包装及びプラスチック製品の分別収集の実施を見据え、各リサイクルセンターの整備を検討する。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく。また自主的な地域3R活動を推進し自治会、市民団体と連携し地域の容器包装廃棄物の排出抑制を図る。分別収集・選別保管コスト削減のため、包装容器の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い必要な措置を講じる。